

定 款

一般社団法人防府観光コンベンション協会

一般社団法人防府観光コンベンション協会定款

第1章 総則

(名 称)

第1条 本法人は、一般社団法人防府観光コンベンション協会（以下、「本協会」という。）と称する。

(主たる事務所)

第2条 本協会は、主たる事務所を山口県防府市に置く。

(目 的)

第3条 本協会は、観光宣伝、観光客及びコンベンションの誘致等観光に関する諸施策を行うこと並びに防府市の観光事業の振興と健全なる発展に努めること、併せて地域経済、住民生活の安定向上に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本協会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 観光資源の保護、開発及び紹介宣伝を行うこと
- (2) 観光客の誘致及び接遇、利便の増進を図ること
- (3) コンベンションの誘致及び開催支援を行うこと
- (4) 観光に関する調査を行うこと
- (5) 観光関係諸施設の整備を図ること
- (6) 観光に関する資料の刊行頒布を行うこと
- (7) 観光関係機関及び会員相互の連絡協調を図ること
- (8) 地域の産業、文化、特産物の紹介、育成に関すること
- (9) 催事及び年中行事の維持、振興に関すること
- (10) 前記各号に附帯又は関連する一切の事業

2 本協会は、その収益を前項に規定する事業に充てるための次の収益事業を行う。

- (1) 観光情報資材等の販売
- (2) 旅行業法に基づく旅行業
- (3) 酒類の販売
- (4) その他本協会の収益事業に必要な事業

(公告の方法)

第5条 本協会の公告は、主たる事務所の公衆の見えやすい場所に設置した掲示板に掲示する方法により行う。

第2章 会員

(種 別)

第6条 本協会の会員は、次の3種とし、正会員及び特別会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 本協会の目的に賛同し、次条の規定に従い入会した者
- (2) 特別会員 本協会に功労のあった者又は学識経験者で理事会において推薦された者
- (3) 賛助会員 本協会の目的に賛同し、本協会の事業を援助する者で、次条の規定に従い入会した者

(入 会)

第7条 本協会の正会員及び賛助会員として入会しようとする者は、入会申込書を本協会に提出し、会長の承認を得なければならない。ただし、特別会員に推薦された者は、入会の手続きを要せず、当該者の入会承諾をもって会員となるものとする。

(退 会)

第8条 会員は、会長に届け出ていつでも退会することができる。

2 会員が次の各号の一つに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 年会費を継続して2年以上滞納したとき
- (2) 後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき
- (3) 死亡又は失踪宣告を受けたとき
- (4) 法人又は団体が解散したとき

3 会員が次の各号の一つに該当するときは、社員総会の特別決議によって除名することができる。

- (1) 本協会の名誉を毀損したとき又は目的に違反する行為があったとき
- (2) 本協会の秩序を乱す行為をしたとき
- (3) その他会員として適当でないと認められるとき

4 前項の規定により会員を除名しようとするときは、当該会員に対し、会日の1週間前までにその旨を通知するとともに、除名の決議を行う社員総会において、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(会 費)

第9条 本協会の会員は、次の各号に掲げる種別に応じ、当該各号に掲げる年会費を納入しなければならない。

- (1) 正会員 5,000円以上(1口5,000円)
- (2) 賛助会員 2,000円
- (3) 特別会員にあつては、会費の納入義務は免除する

2 前項において、第21条の規定により理事に選任された正会員は、4口以上の年会費を納入するものとし、第24条第2項に掲げる会長は20口以上、同条第3項の規定により選定された副会長は10口以上の年会費を納入するものとする。

3 会員が、本協会に納入した会費は返還しないものとする。

第3章 機関

(機 関)

第10条 本協会は、社員総会、理事、理事会、監事を置く。

第4章 社員総会

(社員総会の構成及び定足数)

第11条 本協会の社員総会は、正会員及び特別会員をもって構成する。

(招 集)

第12条 本協会の定時社員総会は、毎事業年度末日の翌日から2ヵ月以内に招集し、臨時社員総会は必要に応じて随時招集する。

(招集の方法)

第13条 定時総会は、理事会の決議により会長が招集する。

2 臨時社員総会は、次の場合に会長が招集する。

(1) 理事会が開催の必要があると認めたとき。

(2) 正会員及び特別会員の5分の1以上にあたる会員が、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して総会の招集を請求したときは、会長は請求後1ヵ月以内に総会を招集しなければならない。

3 社員総会を招集するには、会長は、その会日の1週間前までに、書面又は電磁的方法により社員に通知しなければならない。

4 前項の通知には、会議の目的たる事項を記載しなければならない。

(議 長)

第14条 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。

2 議長は、総会の秩序を維持し、議事を整理する。

3 議長は、その命令に従わない者その他当該社員総会の秩序を乱す者を退場させることができる。

(普通決議・特別決議)

第15条 社員総会の普通決議は、この定款又は法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

2 前項の規程にかかわらず、特別決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(議決権の代理行使)

第16条 社員総会に出席することができない社員は、本協会の社員である他の出席者を代理人として議決権を行使することができる。この場合において、当該委任者は前条の規定の適用については出席したものとみなす。

(権 限)

第17条 社員総会は、次の事項について決議する。

(1) 貸借対照表及び損益計算書並びにこれらの附属明細書の承認

- (2) 理事及び監事の報酬等の額
 - (3) 事業計画
 - (4) 定款の変更
 - (5) 本協会の運営に関する重要な事項
 - (6) その他社員総会で決議するものとして法令又は定款で定められた事項
- (議事録)

第18条 社員総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 開会の日時及び場所
- (2) 会員の現在数
- (3) 出席者の数及び出席した理事、監事の氏名
- (4) 議事の経過の要領
- (5) 決議事項
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長の外、出席社員のうちから、その会議において選出された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印しなければならない。

第5章 理事・代表理事・理事会

(員数)

第19条 本協会の理事は、10人以上25人以内とし、代表理事は1名とする。

2 理事の選任に当たっては、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者が理事現在数の3分の1を超えてはならない。

(理事の任期)

第20条 理事の任期は、選任後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会終結のときまでとする。

2 任期満了前に退任した理事の補欠として、又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は在任理事の任期の残存期間と同一とする。

(理事の選任方法)

第21条 本協会の理事は、社員総会の決議によって選任する。

(理事の解任)

第22条 本協会の理事が次の各号の一つに該当するときは、社員総会の決議により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないとみとめられるとき
 - (2) 職務上の義務違反その他理事としてふさわしくない行為があると認められるとき
- (代表理事)

第23条 本協会の代表理事は、理事会の決議により選定する。

(会長・副会長・専務理事)

第24条 本協会に会長1名、副会長10名以内を置き、必要があるときは専務理事1名を置くことができる。

2 代表理事をもって会長とする。

3 副会長は、本協会の理事の中から、理事会の決議により選定する。

4 専務理事は、理事会の同意を得て会長が選任することができる。

(業務の執行)

第25条 会長は、本協会を代表し、会務を総理する。

2 会長、副会長及び専務理事は、一般社団法人法第91条の各号に掲げる理事とする。

(理事会)

第26条 本協会の理事会は、理事をもって構成する。

2 監事は、理事会に出席し、必要があると認められるときは意見を述べなければならない。

(理事会の機能)

第27条 理事会は、本定款及び法令で定める事項の外、次に掲げる事項について決議する。

(1) 総会の決議した事項の執行に関する事項

(2) 総会に付議すべき事項

(3) その他会務の執行に関する事項

(理事会の招集)

第28条 理事会は、次に掲げる場合に会長が招集する。

(1) 会長が必要があると認めたとき

(2) 理事若しくは監事から理事会の目的たる事項を示して開催の請求があったとき

(議長及び決議の要件)

第29条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

2 理事会の決議は、決議に加わることができる理事の過半数が出席して、その出席理事の過半数をもって決する。

3 前項の規定にかかわらず、議案につき理事（当該議案につき議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が議案について異議を述べたときを除く。）は、当該議案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第30条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 開会の日時及び場所

(2) 理事の現在数

- (3) 出席した理事並びに監事の数及び氏名
- (4) 議事の経過の要領
- (5) 決議事項
- (6) 議事録署名人は出席した代表理事とする

2 議事録には、出席した代表理事及び監事は前項の議事録に記名押印する。

第6章 監事

(員数)

第31条 本協会の監事は、2名とする。

(任期)

第32条 監事の任期は、選任後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会終結のときまでとする。

2 任期満了前に退任した監事の補欠として選任された監事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(選任方法)

第33条 本協会の監事は、社員総会の決議によって選任する。

(兼務の禁止)

第34条 本協会の理事及び監事は、相互に兼ねることはできない。

(解任)

第35条 本協会の監事が次の各号の一つに該当するときは、社員総会の特別決議により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反その他監事としてふさわしくない行為があると認められるとき

(理事及び監事の報酬)

第36条 本協会の理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤理事及び常勤監事は有給とすることができる。

第7章 組織

(事務局)

第37条 本協会の事務を処理するために、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長1名及び若干名の職員を置く。
- 3 事務局長その他の職員は、会長が任免する。
- 4 事務局に関し必要な事項は、理事会の決議により会長が別に定める。

(顧問及び参与)

第38条 本協会に顧問及び参与を各若干名を置くことができる。

- 2 顧問及び参与は、会長が理事会の承認を得て委嘱し、任期は3年とする。ただし、再

任を妨げない

3 顧問及び参与は、重要事項について会長の諮問に応じる。

第8章 資産及び会計

(事業年度)

第39条 本協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業報告及び決算)

第40条 本協会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後会長が事業報告書及び計算書類並びにこれらの付属書類を作成し、2カ月以内に監事の監査を受け、理事会の承認を受けた上、定時社員総会で報告並びに承認を得なければならない。

(資産の管理)

第41条 本協会の資産は会長がこれを管理する。その管理方法は、理事会の決議によりこれを定める。

第9章 定款の変更

(定款の変更)

第42条 この定款は、社員総会の特別決議によって変更することができる。

第10章 解散及び残余財産の処分

(解散)

第43条 本協会は、社員総会における一般社団法人法第148条3号にいう社員総会の特別決議により解散することができる。

(残余財産の処分)

第44条 本協会が解散等により清算をする場合において存する残余財産は社員総会の決議により、本協会と類似の目的を持つ公益法人又は地方公共団体に寄付するものとする。

第11章 附則

(定款に定めのない事項)

第45条 本定款に定めのない事項は、すべて一般社団法人法その他の法令の定めるところによる。

(細 則)

第46条 この定款に規定するもののほか、本協会の運営について必要な事項は理事会の決議により会長が別に定める。

令和 年 月 日

上記は当協会の定款に相違ない。

代表理事 中 谷 泰

平成21年5月29日 作成

平成21年5月29日 公証人認証

平成21年5月29日 会社設立

平成23年5月30日 変更

平成30年4月16日 変更

平成31年2月 8日 変更

令和 5年5月31日 変更

令和 7年5月27日 変更